

健康スポーツライフ杉並プラン推進懇談会運営要綱

平成 29 年 4 月 1 日

杉並第 167 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、健康スポーツライフ杉並プラン推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、区民にとってスポーツ・運動がより身近となり、健康な生活が営めるよう、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

(1) 健康スポーツライフ杉並プランについて、杉並区が行った進行管理及び評価に関すること。

(2) 健康スポーツライフ杉並プランに基づく事業の推進に関すること。

(3) その他区民生活部地域活性化担当部長（以下「担当部長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次の各号に掲げる 15 名以内の者をもって構成する。

(1) スポーツに関して専門的に研究している有識者 4 名以内

(2) スポーツにおいて高い競技水準を有する者 3 名以内

(3) スポーツに関係する団体から推薦を受けた者 6 名以内

(4) その他専門的な知識を有し、担当部長が必要と認める者 2 名以内

(運営)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて担当部長が開催するものとする。

2 懇談会の司会、進行については、担当部長が懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。ただし、担当部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、区民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度健康スポーツライフ杉並プラン推進懇談会委員名簿

令和3年3月22日
(区分ごとに五十音順)

区 分	氏 名	所 属
スポーツに関して専門的に研究している有識者	うえた なおふみ 植田 尚史	公益財団法人日本レクリエーション協会
	まの よしゆき 間野 義之	早稲田大学 スポーツ科学学院 教授
スポーツにおいて高い競技水準を有する者	たかだ ともえ枝 高田 朋枝	アスリート (ゴールボール/北京パラリンピック出場)
	ながきまき ひろこ 長崎 宏子	アスリート (水泳競技/ロサンゼルスオリンピック・ソウルオリンピック出場)
スポーツに関係する団体から推薦を受けた者	さくらい ゆきこ 櫻井 由紀子	杉並区青少年委員協議会副会長
	せりざわ みかこ 芹澤 美香子	杉並区スポーツ推進委員の会会長
	ちば かつや 千葉 勝也	杉並区学校開放連合協議会会長
	のだ のぶお 野田 信雄	杉並区スポーツ・レクリエーション協会会長
	まつお ひではる 松尾 秀治	杉並区体育協会副会長
その他専門的な知識を有し、担当部長が必要と認める者	つぐ たけし 継 健	杉並区医師会